

令和3・4年度における競争入札に参加する者に必要な資格等についての告示

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項・第167条の11第2項及び町財務規則第97条第1項・第111条の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和3年1月6日

南富良野町長 池 部 章



第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

令和3・4年度において南富良野町が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会並びに令和3・4年度における競争入札に参加する者に必要な資格（法律の規定に基づき設立された、営利を目的としない法人又は組合もしくはその連合会を除く。）に必要な資格（第5の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達する地方公共団体の物品等又は役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、農業土木工事、森林土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、解体工事、電気工事、管工事、塗装工事、機械器具設置工事及び造園工事の資格にあっては、当該資格を、2の表の定めるところにより、契約の金額（工事予定価格）に応じ、AからCまで、又は、AからBまでの等級に区分する。

1.

契約の種類	資格の種類	調達をする物品等又は役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
解体工事の請負契約	解体工事	解体工事

電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
物件(印刷物を除く。以下同じ。)の製造の請負契約	物件の製造	物件
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
造林の請負契約	造林	
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類、油脂・燃料類、被服・繊維皮革類、その他
電子計算機又は自動車の賃貸契約	物品の賃貸借	電子計算機、自動車
情報システムの開発の委託契約		土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測量の委託契約	測量	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
林産物の売払い契約	林産物の売払い	
林産加工製品の売払い契約	林産加工製品の売払い	

林産物製品生産契約	林産物製品生産	
-----------	---------	--

2.

(工事予定価格に応ずる等級区分)

等級 種類	A	B	C	D
一般土木・農業土木・森林土木・造園工事	7,000万円以上	7,000万円未満 3,500万円以上	3,500万円未満	
舗装工事	6,000万円以上	6,000万円未満		
鋼橋上部工事	5,000万円以上	5,000万円未満		
建築・機械器具設置・解体工事	10,000万円以上	10,000万円未満 4,000万円以上	4,000万円未満	
塗装工事	3,000万円以上	3,000万円未満 1,000万円以上	1,000万円未満	
電気工事	2,000万円以上	2,000万円未満 700万円以上	700万円未満	
管工事	2,500万円以上	2,500万円未満 800万円以上	800万円未満	

第2 資格要件

1 基本的資格要件

各資格の共通の要件は、(1) 及び (2) のいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保険人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 競争入札参加者又はその役員等、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事

業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、農業土木工事、森林土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、解体工事、電気工事、管工事、塗装工事、機械器具設置工事及び造園工事
- ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。
- (ア) 令和3年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄にあげる資格の区分に応じ、当該下欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	
農業土木工事	土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、鋼構造物工事業、水道施設工事業
森林土木工事	
舗装工事	舗装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、鉄筋工事業、消防施設工事業、熱絶縁工事業
解体工事	解体工事業
電気工事	電気工事業、電気通信工事業、消防施設工事業
管工事	管工事業、さく井工事業、消防施設工事業
塗装工事	塗装工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業
造園工事	造園工事業

(イ) 資格審査の申請をする日（その日が令和3年4月1日前である場合は、令和3年4月1日）の1年7月前の日の直後の営業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以降に（ア）に規定する

建設業に係る経営事項審査(以下「経営事項審査等」という。)の結果の通知を受けていること。

- (ウ) 基準日以降に受けた経営事項審査等の申請をした日の直前の営業年度の終了日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、(ア)に規定する建設業に係る完工工事高を有していること。
- イ 第1のただし書に規定する等級は、客観的審査事項(平成6年建設省告示第1461号に定める項目)について行った審査の結果により算出した数値を勘案して格付けする。
- (2) 物件の製造
- アからウまでのいずれにも該当すること。
- ア 令和3年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
- ウ 個人にあっては従業員の数が10人以上であること。
- (3) 印刷物の製造及び物品の購入及び物品の賃貸借
- ア及びイのいずれにも該当すること。
- ア 令和3年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 個人にあっては従業員の数が2人以上であること。
- (4) 情報システムの開発
- アからウまでのいずれにも該当すること。
- ア 令和3年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間に情報システムの開発実績を有していること。
- ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。
- (5) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃、造林及び林産物製品生産
- アからウまでのいずれにも該当すること。
- ア 令和3年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
- ウ 個人にあっては従業員の数が3人以上であること。
- (6) 建築物の設計
- アからエまでのいずれにも該当すること。
- ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りではない。
- イ 令和3年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
- エ 個人にあっては従業員の数が3人以上であること。
- (7) 測量
- アからエまでのいずれにも該当すること。
- ア 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。
- イ 令和3年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
- エ 個人にあっては従業員の数が3人以上であること。
- (8) 林産物の売払い及び林産加工製品の売払い

アからウまでのいずれにも該当すること。

- ア 令和3年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る仕入高を有していること。
- ウ 個人にあっては従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号にあげる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

- (1) 通商産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号にあげる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号にあげる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。

- (1) (2)から(5)までにあげる者以外の者
令和3年2月1日（月）から令和3年2月26日（金）まで
- (2) 共同企業体
別途告示する。
- (3) 通商産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合
(1)に定める時期及び当該証明を受けたとき。
- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合
(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。
- (5) 町長が特に必要と認めた者
町長の指定する日

2 申請の方法

- (1) 申請書提出先は、南富良野町役場建設課土木係とする。
- (2) 申請書の様式と必要な提出書類は、次のとおりとする。

北海道市町村統一様式（北海道公共工事契約業務連絡協議会制定（一社）北海道土木協会等が発行している申請書）または、類似様式による申請書等及び南富良野町暴力団等排除措置要綱に基づく誓約書

A 共通（様式は北海道市町村統一様式）

- ①様式1 建設工事等競争入札参加資格審査申請書
- ②様式3 工事（事業）経歴書
- ③様式4 技術者名簿（道内関係分）
- ④法人の場合は登記事項証明書（コピー可）、個人の場合は代表者身分証明書、営業証明書（コピー可）

⑤許可・登録証明書（コピー可）

⑥委任状（本社以外で入札、契約等をする場合）

※任意様式で、期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

⑦納税証明書（コピー可、未納がないこと）

・国税については、納税証明書の3の3（法人）または、3の2（個人）が必要。

電子納税証明書（e-Tax）による提出も可。提出時には、FD等にデータを取込んで提出かEメールにて提出。

・本社所在地の市町村の納税証明書が必要。

⑧返信用封筒（長形3号まで、切手貼付、宛名明記）

⑨提出は持参または郵送

⑩A4の紙ファイル（色指定なし、表紙・背表紙に商号等を記載）に綴じて提出。

⑪登記事項証明書・各種証明書等は、コピー可、証明日から3ヶ月以内であること。

⑫決算書等（直近1年を含む2カ年分）

⑬誓約書

⑭社会保険等（健康・厚生年金・雇用）の確認できる書面

社会保険・・領収書、納入告知書、資格所得確認書及び標準報酬月額決定通知書等

雇用保険・・概算、確定保険料申告書及び領収済通知書等

⑮その他 資格審査必要書類を参照

B 建設工事（様式は北海道市町村統一様式）

①総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）のコピー

※経営事項審査結果通知書の有効期限は基準日から1年7ヶ月であるため、入札参加資格審査後、経営事項審査の更新・変更があればその都度提出。

②様式3の2 工事経歴書集計表

③建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書のコピー（加入の場合）

④様式9 建設工事入札参加資格審査申請書付票

C 設計等（様式は北海道市町村統一様式）

①様式10 設計等入札参加資格審査申請書付票

②決算書等（直近1年分）

③その他 資格審査必要書類を参照

D 物品購入等（様式は、道様式に準じる。）

①物品の購入等指名競争入札参加資格審査申請書

②直近1年分の決算書

③Aの共通の④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪、⑫、⑬、⑭

④その他 資格審査必要書類を参照

第4 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

（1） 資格を有する者で当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者

（2） 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者

であるものに限る。)を変更したもの

- (3) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請をしようとする者は、隨時申請の場合の申請書類は、提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日（その日が令和3年4月1日前である場合は、令和3年4月1日）から令和5年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間を更新しようとする者は、令和5年2月に令和5年度及び令和6年度の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったとき、当該資格を失う。

- 1 第2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。